

第2章 温室効果ガス排出量の推計・要因分析（区域施策編）

1節 現況推計の概要

町の温室効果ガス排出量推計は、環境省の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」に基づき部門・分野別に推計します。現況推計の対象年度及び推計の対象・手法を下表に示します。

表 2-1 推計の対象年度

基準年度	2013（平成 25）年度
現況年度	2020（令和 2）年度

表 2-2 部門・分野別の推計対象と推計手法

ガス種	部門・分野		対象	推計手法	
エネルギー 一起源 CO ₂	産業 部門	製造業	●	都道府県別按分法	
		建設業・鉱業	●	都道府県別按分法	
		農林水産業	●	都道府県別按分法	
	業務その他部門		●	都道府県別按分法	
	家庭部門		●	都道府県別按分法	
	運輸 部門	自動車（貨物）	●	道路交通センサス自動車起点終点 調査データ活用法	
		自動車（旅客）	●	道路交通センサス自動車起点終点 調査データ活用法	
		鉄道	●	全国按分法	
		船舶	対象外	—	
		航空	対象外	—	
	エネルギー転換部門		対象外	—	
エネルギー 一起源 CO ₂ 以外 のガス	燃料の 燃焼	燃料の燃焼	対象外	—	
		自動車走行	対象外	—	
	工業プロセス分野		対象外	—	
	農業 分野	耕作	●	農林業センサスより推計	
		畜産	●	農林業センサスより推計	
		農業廃棄物	●	農林業センサスより推計	
	廃棄物 分野	焼却 処分	一般廃棄物 ●	廃棄物の処理実績より推計	
		産業廃棄物	対象外	—	
		埋立 処分	一般廃棄物 産業廃棄物	対象外	—
		排水 処理	工場廃水 処理施設	対象外	—
			終末処理場	対象外	—
			し尿処理 施設	対象外	—
			生活排水 処理施設	対象外	—
		原燃料使用等	対象外	—	
		代替フロン等 4 ガス分野	対象外	—	
	森林吸収源		●	森林全体の炭素蓄積変化を 推計する手法	

2節 現況推計結果

前頁にて示した推計手法により温室効果ガス排出量の現況推計結果は下図表のとおりです。国の計算方法である、グロスネット方式※を採用し推計します。基準年度に対して現況年度の正味排出量が32%減少しています。大幅に排出量が減少している業務その他部門と家庭部門、自動車（旅客）分野においては、事業所や家庭へのLEDの普及と省エネ設備の普及、普通乗用車の燃費向上などによるエネルギー消費の減少が大きな要因と考えられます。一方、排出量が増加している自動車（貨物）分野については、「自動車起終点調査」の統計結果より貨物自動車の走行距離が増加したことが排出量の増加要因であると考えられます。

表 2-3 現況推計結果

部門・分野		排出量(千 t-CO ₂)	
		2013(平成25)年度	2020(令和2)年度
産業部門	製造業	17	9
	建設業・鉱業	3	2
	農林水産業	1	2
業務その他部門		48	27
家庭部門		60	46
運輸部門	自動車(貨物)	21	23
	自動車(旅客)	43	33
	鉄道	3	2
廃棄物分野	一般	4	4
農業分野	耕作	水田	1
		肥料	0
		すき込み	0
	畜産	飼養	4
		排せつ物	4
	廃棄物	0	0
排出量		210	156
森林吸収量		-	-13
正味排出量		210	143

- 表中の数値は、四捨五入の関係で合計は必ずしも一致しません。
- 運輸部門（自動車）、廃棄物分野、農業分野に関しては、環境省の地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）に基づき、別途推計を行っているため、自治体排出量フルテにおける温室効果ガス排出量の推計値とは異なります。

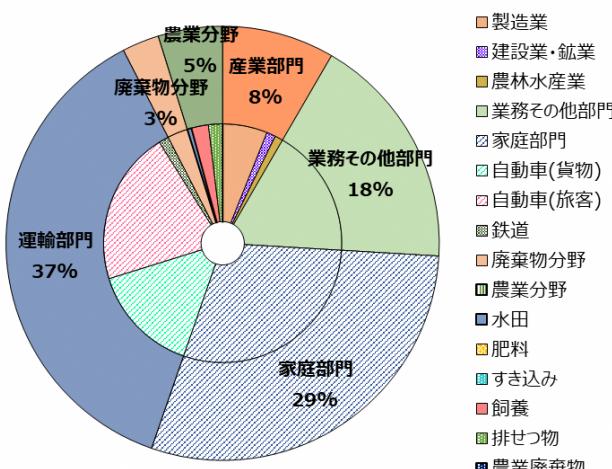


図 2-1 現況年度の温室効果ガス排出量構成比

3節 エネルギー消費量の現況推計結果

町のエネルギー消費の傾向を把握するために「都道府県別エネルギー消費統計」や「総合エネルギー統計」の統計データを基に町のエネルギー消費量を推計しました。町においては、石油製品によるエネルギー消費が 73.8%と最も多くを占めています。石油製品とはガソリンや軽油といった自動車の燃料、プロパンガスや灯油などの消費によるものが主となっています。

部門・分野別では、自動車（旅客）が 32.7%と最も多くなっています。次点で、家庭部門が 27.0%となっており、温室効果ガス排出量と同様のエネルギー消費傾向が見てとれます。

表 2-4 町のエネルギー消費量推計結果

単位:TJ	石炭	石炭 製品	原油	石油 製品	天然 ガス	都市 ガス	再エネ	電力	熱	計	部門 割合
製造業	0.0	0.2	0.0	5.2	2.4	8.3	0.4	17.9	0.8	35.3	2.4%
建設・鉱業	0.0	0.0	0.0	21.8	0.3	0.5	0.0	3.3	0.0	25.9	1.8%
農林水産業	0.0	0.0	0.0	15.1	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	16.2	1.1%
業務その他	1.0	3.2	0.0	34.6	1.0	34.8	4.1	95.8	0.2	174.7	11.9%
家庭	0.0	0.0	0.0	205.9	0.0	29.3	8.6	154.5	0.0	398.4	27.0%
自動車(貨物)	0.0	0.0	0.0	321.1	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	321.4	21.8%
自動車(旅客)	0.0	0.0	0.0	481.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	481.5	32.7%
鉄道	0.0	0.0	0.0	2.1	0.0	0.0	0.0	17.6	0.0	19.7	1.3%
計	1.0	3.4	0.0	1,087.3	3.7	73.2	13.1	290.3	1.0	1,473.0	100%
エネルギー 源割合	0.1%	0.2%	0.0%	73.8%	0.3%	5.0%	0.9%	19.7%	0.1%	100%	

・表中の数値は、四捨五入の関係で合計は必ずしも一致しません。

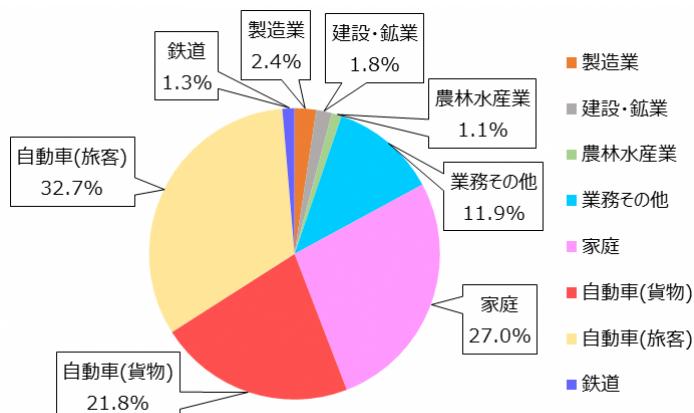


図 2-2 現況年度の部門・分野別エネルギー消費構成比

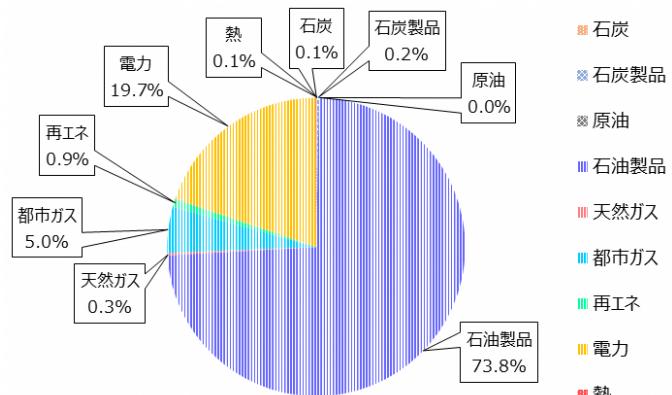


図 2-3 現況年度のエネルギー源別エネルギー消費構成比

4節 区域の温室効果ガス排出状況（将来推計）

1. 将来推計の概要

温室効果ガス排出量の将来推計においては、BAU^{*}ケースと脱炭素ケースの2ケースで推計し、2050（令和32）年度のカーボンニュートラル目標の蓋然性を評価し、要因分析を行います。

表 2-5 検討ケースの概要

検討ケース	概要
BAU（現状趨勢）ケース	今後追加的な対策を見込まないまま推移するケース
脱炭素ケース	各目標年度（2030（令和12）年度、2050（令和32）年度）において温室効果ガス削減目標を達成するケース

BAU ケースにおいては、下図に示すとおり、現況推計にて推計した現状年度の温室効果ガス排出量に活動量変化率を乗じることで推計します。活動量変化率を求めるための目標年度想定活動量は、各部門・分野別で目標年度（2030（令和12）、2050（令和32）年度）における将来予測値を推計します。結果を下表に示します。

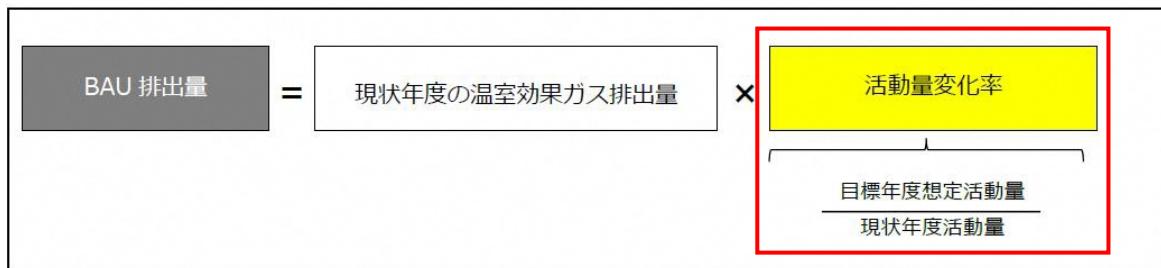


図 2-4 BAU 排出量の推計式
出典：環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施アニュアル」（算定手法編）

表 2-6 各部門・分野における将来予測値

部門・分野		活動の種類	近似式	2030 (令和12) 年度	2050 (令和32) 年度
産業部門	製造業	製造品出荷額（万円）	2007-2020 年の平均値	2,734,514	2,734,514
	建設業・鉱業	建設業・工業従業者数（人）	$y=2E+26e^{-0.027x}$	314	183
	農林水産業	農林水産業従業者数（人）	2005-2020 年の平均値	31	31
業務その他部門		従業者数（人）	2005-2020 年の平均値	8,836	8,836
家庭部門		世帯数（世帯）	$y=275,201\ln(x)-2E+06$	17,910	20,608
運輸部門	自動車（貨物）	自動車保有台数（台）	$y=3E+11e^{-0.009x}$	3,488	2,913
	自動車（旅客）	自動車保有台数（台）	$y=323,524\ln(x)-2E+06$	24,811	27,982
	鉄道	人口（人）	$y=5E+6e^{-0.002x}$	36,865	35,106
一般廃棄物		人口（人）	$y=5E+6e^{-0.002x}$	36,865	35,106
農業分野		農林水産業従業者数（人）	2005-2020 年の平均値	31	31
森林吸収源		炭素蓄積量(kg-C)	$y=7E+06\ln(x)-5E+07$	249,113	318,949

2. BAU ケースにおける将来推計結果

下図表に、将来予測値を基に今後の対策を見込まない BAU ケースにおける将来推計結果を示します。現況年度に対して、2030（令和 12）年度、2050（令和 32）年度ともに排出量は増加することが見込まれます。要因としては、第三次産業の就業者数の増加による業務その他部門の排出量の増加、世帯数の増加による家庭部門の排出量の増加、旅客自動車保有台数による自動車（旅客）分野の排出量の増加が挙げられます。

表 2-7 BAU ケースにおける将来推計結果

部門・分野		排出量(千 t-CO ₂)			
		2013 (平成 25) 年度	2020 (令和 2) 年度	2030 (令和 12) 年度	2050 (令和 32) 年度
産業部門	製造業	17	9	13	13
	建設業・鉱業	3	2	1	0
	農林水産業	1	2	2	2
業務その他部門		48	27	29	29
家庭部門		60	46	50	57
運輸部門	自動車(貨物)	21	23	16	14
	自動車(旅客)	43	33	35	40
	鉄道	3	2	2	2
廃棄物分野	一般	4	4	4	4
農業分野	耕作	水田	1	1	1
		肥料	0	0	0
		すき込み	0	0	0
	畜産	飼養	4	4	3
		排せつ物	4	3	3
	廃棄物	0	0	0	0
排出量		210	156	159	167
森林吸收量		-	-13	-13	-13
正味排出量		210	143	146	155
基準年からの削減量			67	64	56
基準年からの削減率			32%	31%	26%

・表中の数値は、四捨五入の関係で合計は必ずしも一致しません。

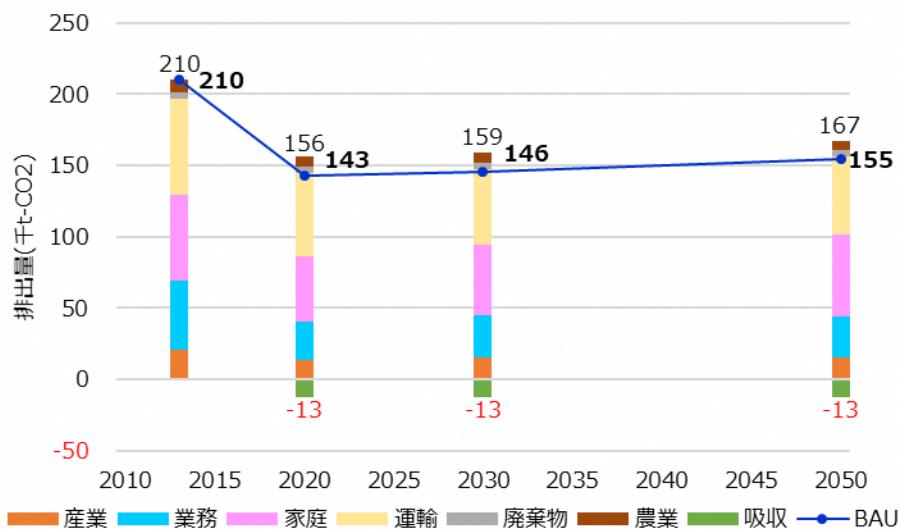


図 2-5 BAU ケースにおける将来推計結果

3. 脱炭素ケースにおける将来推計結果

下図表に、2030（令和12）年度及び2050（令和32）年度における削減目標を実現することを想定した脱炭素ケースにおける将来推計結果を示します。森林吸収量を除く各部門・分野において、2030（令和12）年度は現況年度に対して19%の削減、2050（令和32）年度は91.5%の削減が必要となります。特に、主要な排出要因となっている自動車（貨物・旅客）分野及び家庭部門については、カーボンニュートラル実現のためには重点的な対策が必要となります。

表 2-8 脱炭素ケースにおける将来推計結果

部門・分野		排出量(千 t-CO ₂)			
		2013 (平成 25) 年度	2020 (令和 2) 年度	2030 (令和 12) 年度	2050 (令和 32) 年度
産業部門	製造業	17	9	8	1
	建設業・鉱業	3	2	2	0
	農林水産業	1	2	1	0
業務その他部門		48	27	22	2
家庭部門		60	46	37	4
運輸部門	自動車(貨物)	21	23	19	2
	自動車(旅客)	43	33	26	3
	鉄道	3	2	2	0
廃棄物分野	一般	4	4	4	0
農業分野	耕作	水田	1	1	0
		肥料	0	0	0
		すき込み	0	0	0
	畜産	飼養	4	4	3
		排せつ物	4	3	2
	廃棄物	0	0	0	0
排出量		210	156	127	13
森林吸収量		-	-13	-13	-13
正味排出量		210	143	114	0
基準年からの削減量			67	97	210
基準年からの削減率			32%	46%	100%

・表中の数値は、四捨五入の関係で合計は必ずしも一致しません。

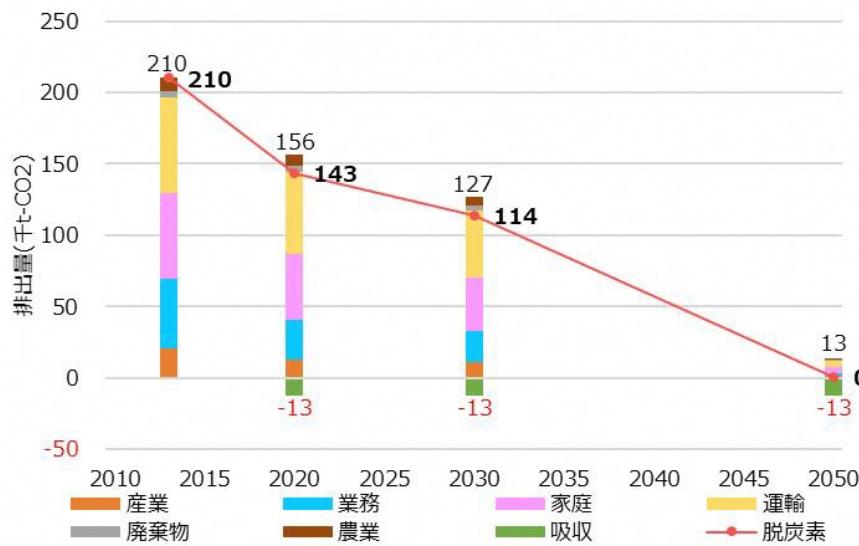


図 2-6 脱炭素ケースにおける将来推計結果

5節 函南町の温室効果ガス排出に関する要因分析

現況年度における温室効果ガス排出状況は、運輸部門及び家庭部門の排出量が主となっています。

運輸部門は、自動車（貨物・旅客）が主な排出源であり、これは自動車の燃料として使用されるガソリンや軽油の燃焼により CO₂ が発生していることが温室効果ガスの排出要因となっています。

家庭部門は、電気・ガス・灯油などの様々な排出要因がありますが、一般的な主要排出要因としては、電気の使用が挙げられます。

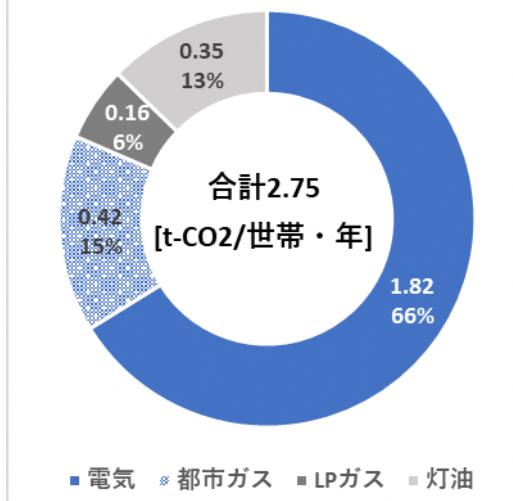


図 2-7 世帯当たりのエネルギー種別 CO₂ 排出構成比

出典：環境省「令和 3 年度 家庭部門の CO₂ 排出実態統計調査」を編集

BAU ケースと脱炭素ケースを比較すると、2030（令和 12）年度に全体で 32 千 t-CO₂ 削減、2050（令和 32）年度に 155 千 t-CO₂ 削減が必要となります。このうち、2030（令和 12）年度は全体の 32 千 t-CO₂ に対して、運輸部門と家庭部門で 20 千 t-CO₂、2050（令和 32）年度は全体の 155 千 t-CO₂ に対して、運輸部門と家庭部門で 103 千 t-CO₂ の削減が必要となります。運輸部門と家庭部門で削減すべき量の 6 割以上を占めていることから、運輸部門と家庭部門への対策が重要と言えます。

これまでの推計・分析結果を踏まえ、家庭部門及び運輸部門への再生可能エネルギーの活用を中心とした重点的な対策・施策を推進していくことが脱炭素化へ向けて重要な要素となります。町としては、エネルギー効率の高い機器の普及や再エネの利用拡大、公共交通利用やエコドライブの推奨を率先して進めることで、家庭部門及び運輸部門の二酸化炭素排出量を削減します。

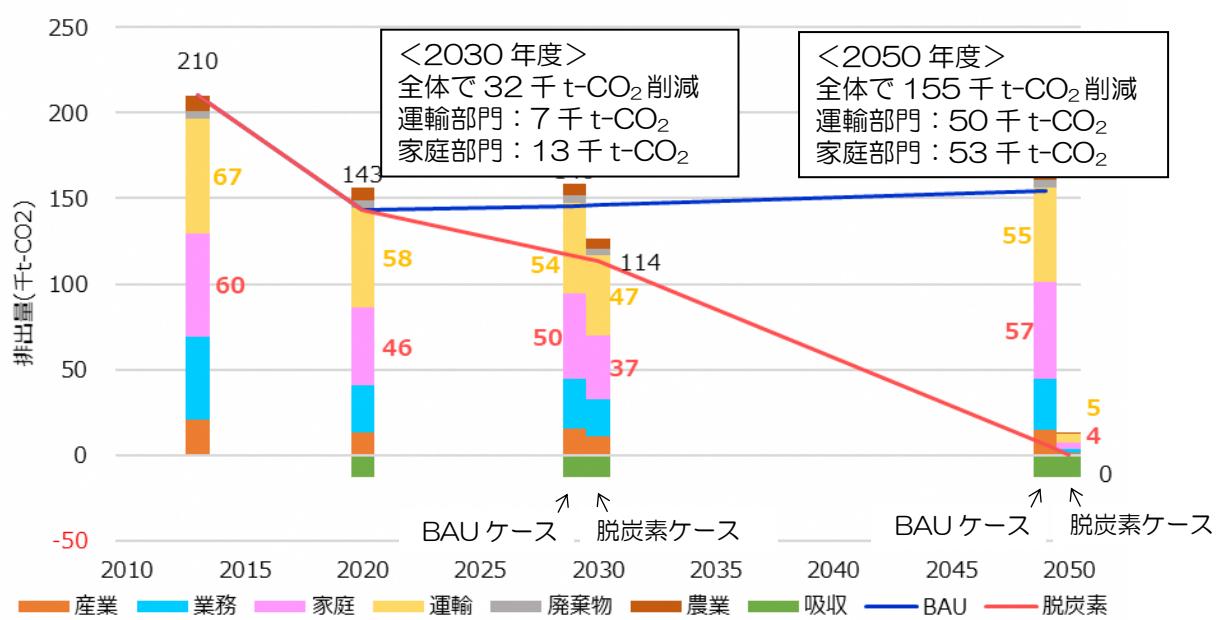


図 2-8 BAU ケースと脱炭素ケースの比較

第3章 温室効果ガスの削減目標（区域施策編）

1節 温室効果ガス削減の削減目標

温室効果ガス排出量の推計結果及び後述の脱炭素シナリオの検討結果を踏まえ、町の温室効果ガス削減目標を設定します。国及び県の目標を参考とし、省エネ対策と再エネ導入によるバランスシナリオ（P63～65 参照）を根拠として、2030（令和12）年度及び2050（令和32）年度の温室効果ガス削減目標を定めています。

中期目標【2030（令和12）年度】	長期目標【2050（令和32）年度】
温室効果ガス排出量を 基準年度比で 46.0% 削減	温室効果ガス排出量 実質ゼロ 達成

図 3-1 温室効果ガス削減目標

温室効果ガス排出量 ・吸収量 (単位:億t-CO ₂)	2013排出実績	2030排出量	削減率	從来目標
	14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%
	家庭	2.08	0.70	▲66%
	運輸	2.24	1.46	▲35%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）	0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

図 3-2 (参考) 地球温暖化対策計画における2030年の温室効果ガス削減目標

	現状値	目標
県内の温室効果ガス排出量削減率(2013年度比)	13%(2018年度)	46.6%(2030年度)
エネルギー消費量削減率(2013年度比) (産業+運輸+家庭+業務部門)	6.5%(2018年度)	28.6%(2030年度)
再生可能エネルギー導入量	49.7万kWh(2019年度)	84.7万kWh(2030年度)
県内の電力消費量に対する再生可能エネルギー等の導入率	17.2%(2019年度)	30.6%(2030年度)
森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林整備面積	10,314ha(2020年度)	毎年度11,490ha

図 3-3 (参考) ふじのくにエネルギー総合戦略における2030年の温室効果ガス削減目標

2節 対策・施策の取組内容

1. 再生可能エネルギーの普及

1) 町が推進する取り組み

① 太陽光発電システムなどの普及

- 住宅用太陽光発電システム等設置事業費補助を実施します。
- 公共施設などへの太陽光発電システム設置や蓄電池システムの検討を行うとともに普及啓発や環境教育を行います。

② 自然環境と調和した再生可能エネルギーの普及

- 「函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」に基づき、再生可能エネルギー発電事業と周辺環境の調和を図ります。
- 営農型太陽光発電、水力発電、バイオマス・バイオガス発電、地熱・地中熱利用の導入の可能性について検討します。
- 町が有する豊富な再生可能エネルギーの地域間連携による活用に向けた調査を進めます。

③ 次世代再生可能エネルギーの導入に向けた調査

- 水素エネルギーなどの次世代の再生可能エネルギーの導入に向けた調査を進めます。

④ 災害に強いまちづくりの推進

- 指定避難所等の公共施設への太陽光発電及び蓄電池の導入により、自立分散型電源を有した防災拠点の整備に向けた検討を進めます。
- 住宅用太陽光発電システムや家庭用蓄電池システムなど再生可能エネルギー機器の導入を支援し、レジリエンス※強化を図ります。

2) 町民・事業者に期待する取り組み

① 太陽光発電システムの普及

- 太陽光発電システムや蓄電池システムの導入を検討します。

町民	事業者
★	★

② 自然環境と調和した再生可能エネルギーの普及

- 大規模な再生可能エネルギーを設置する場合は、「函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」に基づき、周辺環境との調和を図ります。
- 不要となった太陽光パネルの適切な処分・リサイクルを行います。
- 水力発電、バイオマス・バイオガス発電、地熱・地中熱利用などの再生可能エネルギーの活用に努めます。

町民	事業者
★	★
★	★
-	★

③ 次世代再生可能エネルギーの導入に向けた調査

- 水素エネルギーなどの次世代の再生可能エネルギーの導入に向けて、町と協力しながら積極的に導入を検討します。

町民	事業者
-	★

④ 災害に強いまちづくりの推進

- 住宅や事業所への太陽光発電システムや蓄電池システムの導入を検討します。

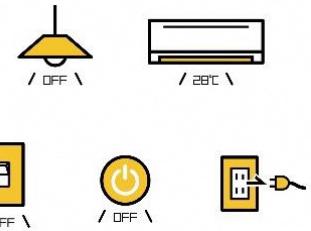
町民	事業者
★	★

2. 省エネルギーの推進

1) 町が推進する取り組み

① 省エネルギー機器の普及

- 公共施設のLED化などの省エネルギー製品の導入を図ります。
- コージェネレーションシステムや高効率設備の導入を検討します。
- 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車及び充電器の設置や低燃費車を普及促進します。
- 町民、事業者へ省エネルギー機器の普及を促進します。



② 省エネルギー活動の推進

- 脱炭素につながる新たな国民運動である「デコ活※」への参加を促進します。
- 県や他市町、関係団体等と連携し、スマートフォン等のアプリ「クルポ」の活用により、脱炭素型ライフスタイルへの転換を図ります。
- クールビズ・ウォームビズの普及啓発に努めます。
- 環境にやさしい製品の購入（グリーン購入）の取り組みを推進し、温室効果ガス削減に努めます。

③ 省エネルギーなまちへの転換

- 道路整備により交通渋滞の抑制に努めます。
- 防犯灯のLED化など省エネルギー製品の導入を推進します。
- ゼロエネルギー住宅（ZEH※）、ゼロエネルギービル（ZEB※）への転換、次世代エネルギー基準に適合した省エネルギー型の住宅・建築物の普及を促進します。



④ 省エネルギーな自動車利用の推進

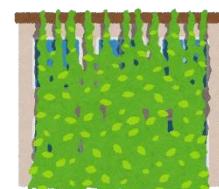
- 公用車の次世代自動車導入を推進します。
- 省エネルギーな自動車利用方法を検討します。
- カーシェアリング※等を検討します。
- エコドライブの実践に努めるとともに、町民・事業者への実施を促進します。

⑤ 脱炭素な公共交通利用の促進

- 公用車の使用頻度を減らし、公共交通機関や自転車の利用を促進します。
- 関係機関と連携を図り、公共交通機関の利便性の向上に努めます。
- 函南町地域公共交通網形成計画を踏まえ、将来の公共交通について検討します。

⑥ 緑豊かなまちづくりの推進

- 豊かな自然環境資源と周辺地域との調和を図ります。
- 公園、道路植栽帯の緑化、木、花壇、芝生の維持管理などまちの緑化推進に努めます。
- 公共施設などに緑のカーテンを設置し、緑化を推進します。
- 家庭や事業所における緑化推進の普及啓発に努めます。
- 函南町森林整備計画に基づき、森林の保全・整備を行います。
- 環境保全型農業や農地の保全・活用の推進に努めます。



2) 町民・事業者に期待する取り組み

① 省エネルギー機器の普及

- 蓄熱システム、高効率機器、コーチェネレーションシステムなどの導入に努めます。
- エネルギー消費の少ないエコハウスやZEH、ZEBを選択します。
- 高断熱化などによるエネルギー消費性能に優れた住宅や建築物の新改築を検討します。
- 事業所のエネルギーの使用の合理化に努めます。
- エネルギー効率の良い燃料への転換を図ります。
- 省エネルギー性能の高い機器を購入します。

町民	事業者
★	★
★	★
★	★
-	★
-	★
★	★

② 省エネルギー活動の推進

- 宅配便は、日時指定を活用し1度の配送で受け取るよう努めます。
- 電化製品（照明、エアコン、電気ポットなど）の電源をこまめに切るなど、節電に努めます。
- 家庭エコ診断制度を活用し、家庭での省エネの取り組みを推進します。
- 町の環境イベントに積極的に参加します。
- クールシェアスポットの活用に協力します。
- グリーン購入に努めます。

町民	事業者
★	★
★	★
★	-
★	★
★	★
★	★

③ 省エネルギーなまちへの転換

- 緑のカーテンなどによる町内や事業所内の緑化に努めます。
- 町の沿道植栽や花壇の手入れなど、緑化活動に参加します。
- 新築時は、ZEH化、ZEB化を視野に入れた次世代エネルギー基準に適合した住宅・建築物を選択します。
- 省エネルギー性能の低い既存住宅や建築物は、省エネ改修やESCO事業※などを行います。

町民	事業者
★	★
★	★
★	★
★	★

④ 省エネルギーな自動車利用の推進

- 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車及び充電器の設置や低燃費車の導入に努めます。
- 自動車のアイドリングを控え、エコドライブの実施に努めます。

町民	事業者
★	★
★	★

⑤ 脱炭素な公共交通利用の促進

- バスや鉄道などの公共交通機関を積極的に利用します。

町民	事業者
★	★

⑥ 緑豊かなまちづくりの推進

- 街路樹や公園などの身近な自然を大切にするよう努めます。
- 事業所敷地内に小さな森づくりを行うとともに、環境の大切さについてPRを行います。
- 緑のカーテンの設置に努めます。
- 開発面積に応じた緑化率の基準を遵守します。
- 森林環境教育・野外活動体験などに参加し、環境保全への意識高揚に努めます。
- 木製品や間伐材を積極的に活用します。

町民	事業者
★	★
-	★
★	★
-	★
★	★
★	★

3. 環境教育・情報発信の推進

1) 町が推進する取り組み

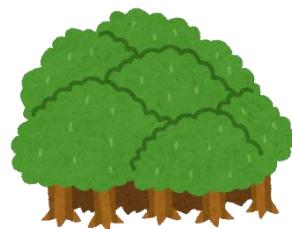
① 環境教育などの学ぶ機会の提供

- 学校教育と連携し、社会科見学や出前講座などでの環境教育・環境学習を行います。
- 環境教育・環境学習の体制を強化します。
- 町民、学校や教育機関、事業所などとの協働による環境教育・環境学習を行います。
- ESD*を実践できるよう、地域や学校、企業との連携を図ります。
- 学校や家庭での省エネルギー・資源のリサイクル推進の呼びかけ、環境問題への意識の高揚を図ります。



② 連携による環境保全活動の推進

- 町民や事業者、環境保全団体などによる環境保全活動を支援します。
- 酪農王国オラッヂエや原生の森などの地域資源を多自然交流拠点と位置付け、良好な自然環境を保全し、地域内外の交流づくりを図ります。
- 緑化団体の育成に努めます。
- 森林組合との連携により、森林施業の推進を支援します。
- 地域住民へ環境保全活動を実施するための支援・助言を行います。



③ 町民参加型の環境イベントの実施

- 地球温暖化や再生可能エネルギー、リサイクルなどの環境に関する意識啓発のための各種講座や見学事業、イベントの開催などを実施し、環境について学ぶ機会を設けます。
- 環境に関する展示コーナーや町のイベントなど、環境学習の場の提供について検討します。
- 町民参加型の森林環境教育・野外活動体験を実施します。
- イベント実施時には、公共交通機関の利用、再利用できる製品の使用、カーボンオフセット*の活用など、できるだけ環境への負荷の少ない方法を検討・実施します。



④ 情報提供と情報交換の推進

- 広報かんなんみや出前講座などを活用し、町民及び事業者への意識啓発を図ります。
- 町が入手した環境に関する情報を積極的に発信するとともに環境教育に活用します。
- 町民、事業者が取り組んでいる環境活動について、情報交換を実施し協働で取り組んでいきます。

2) 町民・事業者に期待する取り組み

① 環境教育などの学ぶ機会の提供

- 自然観察会、出前講座など環境学習会やイベントに参加します。
- 学校における環境教育に協力し、子どもが学んだことを家庭で実践します。



町民	事業者
★	★
★	-

② 連携による環境保全活動の推進

- 地域の環境美化活動に積極的に参加します。
- 環境に関連するポスター、作文などのコンクールに参加します。
- 地域の清掃活動などを通じた町民同士のコミュニケーション・ふれあいの輪を広げます。

町民	事業者
★	★
★	★
★	★

③ 町民参加型の環境イベントの実施

- 環境問題についての講演会や体験学習、イベントに積極的に参加します。
- 自然観察会などへの参加や自ら自然とふれあう機会を創出し、自然に対する知識と理解を深め、環境保全への意識の高揚に努めます。

町民	事業者
★	★
★	★

④ 情報提供と情報交換の推進

- 町の提供する環境情報に関心を持ち、活用します。
- 町や民間団体と協力し、環境に関連する相互の交流や情報交換に努めます。
- 環境問題について自ら情報を収集し、正しい知識を深めるように努めます。
- 各地区における環境情報を発信します。

町民	事業者
★	★
★	★
★	★
★	★

4. 循環型社会の構築

1) 町が推進する取り組み

① ごみの発生抑制の推進

- ワンウェイプラスチック※の使用をなるべく減らし、マイボトルやマイバッグなど繰り返し使える製品の普及に努めます。
- 資源ごみ回収ボックスや各家庭での生ごみ処理機の購入など、ごみの減量化・資源化に貢献する活動を支援、普及に努めます。
- 食品ロスを削減するため、削減のための取り組みの普及啓発に努めます。
- 指定ごみ袋の値上げなど発生抑制に向けた取り組みを検討します。
- 事業系ごみ削減のため、多量排出者への指導体制の強化を図ります。



② ごみの分別・再資源化の推進

- フリーマーケット、バザーやシェアリング、サブスクリプションなどを利用し、不要になつたものの再利用や、将来捨てことになるものを増やさない意識の高揚を図ります。
- フードバンクやフードドライブの有効活用の促進をします。
- 小型家電の回収・資源化など、リサイクルの普及を図ります。
- 環境負荷の少ない製品の普及・啓発を行います。



③ バイオマス資源としてのごみの活用

- スーパーでの店頭回収など、再資源化を支援します。
- 廃棄物減量等推進審議会により、ごみの減量・再資源化に向けた総合的な施策を実施します。

2) 町民・事業者に期待する取り組み

① ごみの発生抑制の推進

- マイボトルやマイカップ、マイバッグを持参し、ワンウェイプラスチックなどの削減に努めます。
- ライフサイクルの長い製品、リサイクル可能な商品・容器、再生品など、環境にやさしい商品の選択に努めます。
- 生ごみの乾燥化や堆肥化及び生ごみ処理機の活用により、ごみの減量に努めます。
- 食材の余りや食べ残しが出ないよう努めます。
- 事業系ごみの排出抑制に努めます。

町民	事業者
★	★
★	★
★	★
★	★
-	★

② ごみの分別・再資源化の推進

- ごみの分別ルールの遵守を徹底します。
- 不要となったものは、リユース・リサイクルするよう努めます。
- フリーマーケット、バザーや不用品活用バンクを活用します。
- 資源の有効活用に努めます。

町民	事業者
★	★
★	★
★	★
★	★

③ バイオマス資源としてのごみの活用

- 再使用・再資源化できる商品の自主回収に努めます。
- 剪定枝や木くずの分別による再資源化に協力します。
- 生ごみの乾燥化や堆肥化などにより、ごみの減量化に努めます。

町民	事業者
-	★
★	★
★	★